



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年4月30日水曜日 第1452号

◇ 目 次 ◇

| | |
|------------------------------------|-----|
| 新居浜市及び宇摩郡の人口..... | 519 |
| 介護機関（居宅介護事業者）の指定..... | 519 |
| 介護機関（居宅介護支援事業者）の指定..... | 520 |
| 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（2件）..... | 520 |
| 指定介護機関（居宅介護事業者）の休止の届出..... | 521 |
| 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... | 521 |
| 大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等（2件）..... | 521 |
| 土地改良区役員の就退任の届出..... | 522 |
| 新たな土地改良事業の施行の認可（2件）..... | 523 |
| 市営土地改良事業の施行の同意..... | 523 |
| 町営土地改良事業の施行の同意（4件）..... | 523 |
| 村営土地改良事業の施行の同意..... | 523 |
| 土地改良事業の工事完了の届出（7件）..... | 523 |
| 保安林の指定の解除..... | 524 |
| 開発行為に関する工事の完了..... | 524 |
| 都市計画事業の認可..... | 525 |
| 愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更..... | 525 |

訓 令

| | |
|---------------------------|-----|
| 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... | 525 |
|---------------------------|-----|

公 告

| | |
|-------------------------------|-----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... | 525 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... | 526 |

公営企業公告

| | |
|-------------|-----|
| 土地の売払い..... | 526 |
|-------------|-----|

任 免 辞 令

| | |
|------------|-----|
| 定年退職..... | 527 |
| 三田貴弘外..... | 527 |
| 楠本カツ子..... | 532 |

告 示

○愛媛県告示第1016号

宇摩郡別子山村を廃し、その区域を新居浜市に編入した後の新居浜市及び宇摩郡の人口は、次のとおりである。

平成15年4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新居浜市 125,814人

宇摩郡 19,368人

○愛媛県告示第1017号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成15年4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業を行う事業所の名称 | | 指定年月日 |
|------------------|-------------------|-----------------|-------------------|------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 株式会社 トーカイ | 香川県高松市鶴市町2025番地3 | 株式会社トーカイ宇和島出張所 | 宇和島市保手二丁目7-16 | 平成15.4.1 |
| 医療法人 同心会 | 西条市朔日市804番地 | 西条中央病院 | 西条市朔日市804番地 | 平成14.12.30 |
| 大西克幸 | 伊予郡砥部町大南457番地2 | 二光クリニック | 伊予郡砥部町大南457番地1 | 平成15.4.1 |
| 株式会社 すみれ | 新居浜市新須賀町三丁目1番50号 | 指定訪問介護事業所すみれ | 新居浜市新須賀町三丁目1番50号 | 平成15.3.6 |
| 美川村 | 上浮穴郡美川村上黒岩2923番地1 | 美川村デイサービスセンター | 上浮穴郡美川村上黒岩2920番地1 | 平成15.2.21 |
| 株式会社 すみれ | 新居浜市新須賀町三丁目1番50号 | 福祉用具貸与事業所すみれ | 新居浜市新須賀町三丁目1番50号 | 平成15.3.31 |
| 社会福祉法人 広寿会 | 伊予郡広田村総津405番地 | ヘルパーステーションひろた | 伊予郡広田村総津398番地 | 平成15.4.1 |

| | | | | |
|-----------------|----------------------|-------------------|--------------------|---------------|
| 株式会社 悠遊社 | 松山市余戸南二丁目24 - 38 | デイサービスセンターわっはっは | 新居浜市岸の上町一丁目10 - 40 | 平成15 . 4 . 4 |
| 有限会社 ケアセンターいしかわ | 新居浜市新田町一丁目6番54号 | 有限会社 ケアセンターいしかわ | 新居浜市新田町一丁目6番54号 | 平成14 . 4 . 1 |
| 有限会社 しらさぎ | 大洲市平野町野田2751番地2 | ヘルパーステーションしらさぎ | 大洲市平野町野田乙687番地53 | 平成15 . 4 . 9 |
| 医療法人 北辰会 | 西条市氷見丙477番地 | デイサービス多賀の里 | 東予市北条231番地1 | 平成15 . 2 . 1 |
| かぐや園芸合資会社 | 温泉郡中島町大浦830番地 | かぐや園芸メディカルサービス | 温泉郡中島町大浦830番地 | 平成15 . 4 . 14 |
| 医療法人 青峰会 | 八幡浜市大字五反田1番耕地1046番地1 | デイサービスセンターアクティブ保内 | 西宇和郡保内町宮内1番耕地324番地 | 平成15 . 4 . 10 |

○愛媛県告示第1018号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成15年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅介護支援事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護支援事業を行う事業所 | | 指定年月日 |
|--------------------|-----------------|----------------|------------------|--------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 社会福祉法人 広寿会 | 伊予郡広田村総津405番地 | 指定居宅介護支援事業所ひろた | 伊予郡広田村総津398番地 | 平成15 . 4 . 1 |
| 有限会社 しらさぎ | 大洲市平野町野田2751番地2 | 居宅介護支援事業所しらさぎ | 大洲市平野町野田乙687番地53 | 平成15 . 4 . 9 |

○愛媛県告示第1019号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の名称が次のように変更された。

平成15年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業を行う事業所 | | 変更年月日 |
|--------------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| （変更後） 株式会社 新風会 | 大洲市徳森1477 - 1 | グループホーム銀河 | 大洲市徳森1477 - 1 | 平成15 . 1 . 22 |
| （変更前） 有限会社 清藤商事 | | | | |

○愛媛県告示第1020号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成15年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業を行う事業所 | | 変更年月日 |
|------------------|----------------|---------------------|----------------|----------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 三崎町 | 西宇和郡三崎町三崎692番地 | (変更後) 三崎町（保健福祉課） | 西宇和郡三崎町三崎692番地 | 平成15.4.1 |
| | | (変更前) 三崎町（住民課） | | |

○愛媛県告示第1021号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように休止した旨の届出があった。

平成15年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 休止に係る居宅介護事業を行う事業所 | | 休止年月日 |
|------------------|--------------|-------------------|--------------|----------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 新野和夫 | 八幡浜市大字松柏乙999 | 新野外科胃腸科医院 | 八幡浜市大字松柏乙999 | 平成15.4.1 |

○愛媛県告示第1022号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成15年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 廃止に係る居宅介護事業を行う事業所 | | 廃止年月日 |
|------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-----------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 医療法人 モリオカ歯科 | 上浮穴郡柳谷村大字柳井川839番地 | モリオカ歯科柳谷村診療所 | 上浮穴郡柳谷村大字柳井川839番地 | 平成14.4.11 |
| 社会福祉法人 藤寿会 | 高知県南国市大桶乙1072-1 | 指定訪問看護事業所瑞鶴荘 | 越智郡玉川町畑寺甲15-1 | 平成15.2.20 |
| 松山栄一 | 東宇和郡宇和町大字卯之町一丁目457 | 松山産婦人科医院 | 東宇和郡宇和町久枝1の9 | 平成15.1.16 |

○愛媛県告示第1023号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに宇和町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更しようとする事項 | 変更前 | 変更後 | 変更する年月日 | 届出年月日 |
|------------|--------------------|-------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|---------------|----------------|
| パルティ・フジ宇和 | 東宇和郡宇和町卯之町四丁目654番地 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後10時 | 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時 | 平成15年 5月1日 | 平成15年 4月17日 |
| | | 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前9時から 午後10時30分まで | 午前8時30分から 午前0時30分まで | | |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに宇和町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1024号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに城辺町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

Table with 7 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更しようとする事項, 変更前, 変更後, 変更する年月日, 届出年月日. Row 1: パルティ・フジ南宇和, 南宇和郡城辺町乙544番地, 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻, 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後8時, 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時, 平成15年4月30日, 平成15年4月17日.

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに城辺町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1025号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市神拝土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

就任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Rows: 理事 田坂保美 西条市喜多川521番地, 守谷幸雄 西条市喜多川685番地, 田坂一夫 西条市喜多川720番地3, 松本光司 西条市喜多川494番地.

Table with 3 columns: 氏名, 住所. Rows: 井上新朗 西条市樋之口354番地2, 松本英正 西条市喜多川485番地, 田坂孝志 西条市樋之口147番地5, 上路利春 西条市樋之口115番地, 高橋文一 西条市古川甲211番地, 白石磯高 西条市古川甲148番地32, 山路伊勢男 西条市神拝甲420番地, 横井桂 西条市神拝甲302番地1, 松本麻市 西条市明屋敷410番地3, 高橋晴雄 西条市神拝乙5番地5, 石川忠雄 西条市喜多川144番地, 塩出鉄男 西条市喜多川180番地, 星加康博 西条市喜多川354番地7, 監事 青木徹 西条市古川27番地.

| | | |
|---|--------|------------|
| " | 石川 篤 志 | 西条市喜多川93番地 |
|---|--------|------------|

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-----------|---------------|
| 理 事 | 田 坂 保 美 | 西条市喜多川521番地 |
| " | 守 谷 幸 雄 | 西条市喜多川685番地 |
| " | 田 坂 一 夫 | 西条市喜多川720番地 3 |
| " | 田 坂 孝 志 | 西条市樋之口147番地 5 |
| " | 浅 田 頼 正 | 西条市明屋敷638番地 |
| " | 山 路 清 美 | 西条市神拝甲216番地 3 |
| " | 横 井 桂 | 西条市神拝甲302番地 1 |
| " | 山 路 伊 勢 男 | 西条市神拝甲420番地 |
| " | 高 橋 文 一 | 西条市古川甲211番地 |
| " | 松 本 英 正 | 西条市喜多川485番地 |
| " | 井 上 新 朗 | 西条市樋之口354番地 2 |
| " | 白 石 磯 高 | 西条市古川甲148番地32 |
| " | 松 本 麻 市 | 西条市明屋敷410番地 3 |
| " | 土 野 義 人 | 西条市喜多川48番地 |
| " | 安 永 利 明 | 西条市喜多川178番地 |
| " | 松 本 光 司 | 西条市喜多川494番地 |
| " | 上 路 利 春 | 西条市樋之口115番地 |
| 監 事 | 青 木 徹 | 西条市古川27番地 |
| " | 石 川 篤 志 | 西条市喜多川93番地 |

○愛媛県告示第1026号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・東大洲地区）の施行を平成15年 4月18日認可した。

平成15年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1027号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・伊州子地区）の施行を平成15年 4月18日認可した。

平成15年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1028号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、川之江市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・落合地区）の施行に平成15年 4月18日同意した。

平成15年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1029号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の

規定により、広見町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・小松地区）の施行に平成15年 4月18日同意した。

平成15年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1030号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、広見町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・清水地区）の施行に平成15年 4月18日同意した。

平成15年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1031号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、広見町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・広見上組地区）の施行に平成15年 4月18日同意した。

平成15年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1032号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、広見町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・広見藤野々地区）の施行に平成15年 4月18日同意した。

平成15年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1033号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、日吉村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・父野川中（野々谷）地区）の施行に平成15年 4月18日同意した。

平成15年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1034号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、波方町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|-----------|----------------|-----------------|
| ほ場整備事業 | 八反地地区 | 平成15年 3月25日 |

○愛媛県告示第1035号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項

の規定により、津島町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|-----------|----------------|-----------------|
| ほ場整備事業 | 上横下地区 | 平成15年 2月14日 |

○愛媛県告示第1036号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、重信町北野田土地改良区及び重信町牛淵下井手土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|-----------------|-------------------|-----------------|
| 県単独補助土地改良事業（農道） | 北野田大地地区 牛淵千田地区 | 平成15年 3月20日 |

○愛媛県告示第1037号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、三瓶町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|-----------------|----------------|-----------------|
| 県単独補助土地改良事業（農道） | 蔵貫村地区 | 平成15年 1月10日 |

○愛媛県告示第1038号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、三瓶町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1042号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 検査済証の番号及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|------------------------------|--|--|
| 15西局建（開）第 1 号 平成15年 4月10日 | 西条市洲之内字孝醸甲617番 3 | 西条市安知生84番地 菅 美 也 |
| 15宇局建（開）第17号 平成15年 4月21日 | 北宇和郡吉田町大字鶴間字イナヤ540番23、542番 7、544番 8、544番 9、544番10、544番11、544番12、544番13、544番14、544番15、544番17、544番22、544番26、544番27、544番31、544番32、544番33、540番23地先水路及び544番27地先水路 | 北宇和郡吉田町大字北小路甲171番地 2 立花商事株式会社 代表取締役 立 花 正 |

| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|---------------------|----------------|-----------------|
| 県単独補助土地改良事業（かんがい排水） | 皆江地区 | 平成15年 1月10日 |

○愛媛県告示第1039号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、三瓶町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|---------------------|----------------|-----------------|
| 県単独補助土地改良事業（かんがい排水） | 朝立地区 | 平成15年 1月25日 |

○愛媛県告示第1040号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、三瓶町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|-----------------|----------------|-----------------|
| 県単独補助土地改良事業（農道） | 龍王池地区 | 平成15年 1月20日 |

○愛媛県告示第1041号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
八幡浜市大字郷 8 番耕地 210 の 4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため

○愛媛県告示第1043号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成15年4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 施行者の名称

松山市

2 都市計画事業の種類及び名称

松山広域都市計画道路事業

3・4・17中村桑原線

3 事業施行期間

平成15年4月30日から

平成20年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県松山市中村二丁目及び小坂二丁目地内

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第1044号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成15年4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 指定 番号 | 売 り さ ば き 人 | | 変 更 事 項 | | 変更許可 年月日 |
|----------|----------------------|---------|----------------------------|---|----------------|
| | 住 所 | 氏名又は名称 | 新 | 旧 | |
| 長第 2号 | 喜多郡長浜町大字沖浦甲64番 地7 | 中 野 浩 一 | 売りさばき所 喜多郡長浜町大字沖浦甲64番地7 | 売りさばき所 喜多郡長浜町大字下須戒甲1837番 地の1 中野事務所内 | 平成15年 3月26日 |

訓 令

○愛媛県訓令第18号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2水産課の表中26の部を27の部とし、25の部の次に次のように加える。

| | | | | | |
|---------------------------------|------------------------|--|--|--|--|
| 26 愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例の施行に関する事務 | 1 措置命令（第8条第1項） | | | | |
| | 2 漁業協同組合に対する要請（第8条第2項） | | | | |
| | 3 立入検査等（第9条第1項） | | | | |
| | 4 公表（第10条） | | | | |
| | 5 過料に処すること（第12条）。 | | | | |

附 則

この訓令は、平成15年5月1日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 申請年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|------------|--------------------|---------|-------------|--|
| 平成15年4月21日 | NPO法人 新居浜いきいき工房 | 片 上 政 明 | 新居浜市八雲町7番1号 | この法人は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、福祉用具の開 |

発・修理、不用品等のリユースなど、福祉・環境等に関する調査・研究・開発及び技術指導を行うとともに、不特定多数の市民・団体等を対象に助言又は支援・協力をを行い、人材の育成を推進し、もって福祉の増進、環境保全、社会教育推進等の公益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 申請年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|-------------|--------------------------|---------|---------------|---|
| 平成15年 4月21日 | 特定非営利活動法人 えひめ障害者ヘルパーセンター | 金 村 厚 司 | 松山市紅葉町 3 番45号 | 障害者支援費制度の実施にあたり、利用者とサービス提供者とが対等な関係で過不足ないサービスが提供されるよう、またサービスに直接携わるヘルパーの地位と資質が向上するよう事業を行なうことにより、福祉社会の実現に寄与することを目的とする。 |

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年 4月30日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積
伊予三島市中之庄町字宮ノ北 458 番
宅地
2,300.10平方メートル

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 （089）912 2794

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

平成15年 5月23日（金）午後 2 時

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時
平成15年 5月30日（金）午後 2 時
- (2) 入札及び開札の場所

愛媛県伊予三島市中之庄町1684番地の 2

愛媛県立伊予三島病院 2 階講堂

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 9 号）第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から 5 年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約

金として県に支払わなければならない。
(7) その他
詳細は、入札心得書による。

任 免 辞 令

○定年退職

平成15年3月31日定年退職

| | |
|---------|-------|
| 愛媛県事務吏員 | 白石春美 |
| 同 | 武智勝久 |
| 同 | 今井春雄 |
| 同 | 高須賀功 |
| 同 | 市川憲次 |
| 同 | 渡部綏彦 |
| 同 | 森忠 |
| 同 | 和田弘子 |
| 同 | 檜垣毅 |
| 同 | 河本昭一郎 |
| 同 | 三木正則 |
| 同 | 渡部武志 |
| 同 | 越智尚 |
| 同 | 渡辺俊之 |
| 同 | 西村洋久 |
| 同 | 栗上岳文 |
| 同 | 越智義作 |
| 同 | 藤田善志 |
| 同 | 廣田砂登 |
| 同 | 村上幸一 |
| 同 | 渡邊昭利 |
| 同 | 早田サチ子 |
| 同 | 梶原隆司 |
| 同 | 大野孝久 |
| 同 | 小埜山貴久 |
| 同 | 濱田辰也 |
| 同 | 脇野茂子 |
| 同 | 山内孝一 |
| 同 | 宮崎哲一郎 |
| 同 | 重松四郎 |
| 同 | 池内睦子 |
| 同 | 松本利生 |
| 同 | 三浦美月 |
| 同 | 福田貞臣 |
| 同 | 越智清代美 |
| 同 | 越智勲 |
| 同 | 水本明男 |
| 同 | 大川政子 |
| 同 | 西村勇雄 |
| 愛媛県技術吏員 | 石川翁弘 |
| 同 | 佐藤俊幸 |
| 同 | 谷山士志夫 |
| 同 | 柳瀬剛 |
| 同 | 横山榮 |
| 同 | 大野博文 |

| | |
|-------|--------|
| 同 | 高松昭二 |
| 同 | 清水浩 |
| 同 | 越智憲男 |
| 同 | 石丸靖 |
| 同 | 岡田文雄 |
| 同 | 上森節夫 |
| 同 | 田中忠昭 |
| 同 | 北村克彦 |
| 同 | 関根早苗 |
| 同 | 松田均 |
| 同 | 土岐孝夫 |
| 同 | 入岡徹生 |
| 同 | 西園寺美惠子 |
| 同 | 浅井忠男 |
| 同 | 上田勲 |
| 同 | 秦扶士雄 |
| 同 | 奥田武志 |
| 同 | 家久秀海 |
| 同 | 芝信雄 |
| 同 | 湯山正夫 |
| 同 | 芝正志 |
| 同 | 篠崎博 |
| 同 | 織田穰 |
| 同 | 伊藤廣昭 |
| 同 | 大野英彦 |
| 同 | 木原貢 |
| 同 | 久保匡司 |
| 同 | 米田隆志 |
| 同 | 末光正徳 |
| 同 | 井上佳彦 |
| 同 | 高橋敬雄 |
| 同 | 嘉田幸太郎 |
| 同 | 土居達夫 |
| 同 | 村尾増義 |
| 同 | 川本義雄 |
| 同 | 尾崎善子 |
| 技術主任 | 尾崎善子 |
| 技能主任 | 渡部和子 |
| 主任業務員 | 豊富彰三 |
| 同 | 曾我部義秋 |
| 同 | 森川邦子 |
| 同 | 菅昇 |

○任免辞令

3月31日

| | |
|---------|------|
| 愛媛県事務吏員 | 三田貴弘 |
| 愛媛県技術吏員 | 山本雅史 |
| 同 | 岡本紀子 |

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない(愛媛県職員退職手当条例第14条)
(各通)

| | |
|---------|------|
| 愛媛県事務吏員 | 和氣政次 |
| 同 | 緒方正仁 |
| 同 | 山木純 |

| | | |
|------------------------|---------|------------------------|
| 同 | 渡 部 景 子 | 愛媛県公立学校助手に任命する |
| 同 | 玉 井 節 子 | 愛媛県立医療技術短期大学助手を命ずる |
| 同 | 池 田 明 美 | 湯 山 正 夫 |
| 同 | 利 光 瑞 恵 | 愛媛県技術吏員に再任用する |
| 同 | 二 宮 梢 | 行政職 3 級 (週32時間勤務) を命ずる |
| 愛媛県技術吏員 | 三 宅 良 昌 | 任期は平成16年 3 月31日までとする |
| 同 | 南 條 治 彦 | 主任技師を命ずる |
| 同 | 徳 永 佳 勝 | 西条地方局勤務を命ずる |
| 同 | 菊 田 正 則 | 渡 部 和 子 |
| 同 | 西 谷 晃 二 | 主任技能員 (週32時間勤務) に再任用する |
| 同 | 鷲 尾 雅 裕 | 任期は平成16年 3 月31日までとする |
| 同 | 上 松 大 輔 | 繊維産業試験場勤務を命ずる |
| 同 | 川 中 理 子 | 木 原 貢 |
| 愛媛県公立学校教員 | 豊 田 卓 枝 | 愛媛県技術吏員に再任用する |
| 同 | 西 嶋 志津江 | 行政職 3 級 (週32時間勤務) を命ずる |
| 愛媛県公立学校助手 | 武 田 千 津 | 任期は平成16年 3 月31日までとする |
| 願により本職を免ずる (各通) | | 主任技師を命ずる |
| 技術主任 | 川 原 多津子 | 今治高等技術専門校勤務を命ずる |
| 技術員 | 近 藤 薫 | 松 本 利 生 |
| 主任業務員 | 山 内 浩 一 | 愛媛県事務吏員に再任用する |
| 願により職務を解く (各通) | | 行政職 3 級 (週32時間勤務) を命ずる |
| 4 月 1 日 | | 任期は平成16年 3 月31日までとする |
| | 大 内 忠 臣 | 主任主事を命ずる |
| 愛媛県技術吏員に任命する | | 中央児童相談所勤務を命ずる |
| 行政職11級を命ずる | | 大 川 政 子 |
| 土木部長を命ずる | | |
| | 大 平 義 明 | 愛媛県事務吏員に再任用する |
| 愛媛県技術吏員に任命する | | 行政職 3 級 (週32時間勤務) を命ずる |
| 行政職 8 級を命ずる | | 任期は平成16年 3 月31日までとする |
| 県民環境部環境局原子力安全対策推進監を命ずる | | 主任主事を命ずる |
| | 宮 下 英 和 | 農業試験場勤務を命ずる |
| | | 山 内 陽 平 |
| 愛媛県事務吏員に任命する | | 愛媛県事務吏員に任命する |
| 行政職 4 級を命ずる | | 行政職 2 級を命ずる |
| 主査を命ずる | | 主事を命ずる |
| 経済労働部産業支援局経営支援課勤務を命ずる | | 総務部管理局税務課勤務を命ずる |
| | 西 田 慎太郎 | 渡 部 恭 子 |
| 愛媛県公立学校助手に任命する | | 愛媛県事務吏員に任命する |
| 愛媛県立医療技術短期大学助手を命ずる | | 行政職 2 級を命ずる |
| | 中 込 直 | 主事を命ずる |
| 愛媛県技術吏員に任命する | | 企画情報部管理局統計課勤務を命ずる |
| 医療職 (一) 5 級を命ずる | | 児 玉 辰 仁 |
| 医監を命ずる | | 愛媛県事務吏員に任命する |
| 愛媛整肢療護園長を命ずる | | 行政職 2 級を命ずる |
| | 竹 内 豊 | 主事を命ずる |
| 愛媛県技術吏員に任命する | | 県民環境部管理局消防防災安全課勤務を命ずる |
| 医療職 (一) 3 級を命ずる | | 戸 田 政 治 |
| 医幹を命ずる | | 愛媛県事務吏員に任命する |
| 今治地方局保健部勤務を命ずる | | 行政職 2 級を命ずる |
| 今治地方局今治中央保健所勤務を命ずる | | 主事を命ずる |
| | 田 尻 后 子 | 県民環境部環境局自然保護課勤務を命ずる |
| 愛媛県公立学校教員に任命する | | 大 竹 沙 織 |
| 愛媛県立医療技術短期大学講師を命ずる | | 愛媛県事務吏員に任命する |
| | 大 牛 昭 代 | 行政職 2 級を命ずる |

| | | |
|--|---|---------|
| 主事を命ずる 保健福祉部健康衛生局健康増進課勤務を命ずる 峰須賀 万 理 | 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる | 高 見 政 幸 |
| 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 保健福祉部生きがい推進局子育て支援課勤務を命ずる 節 安 清 依 | 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる | 鈴 木 勝 也 |
| 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 保健福祉部生きがい推進局長寿介護課勤務を命ずる 森 栄 二 | 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる | 重 松 朋 孝 |
| 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 経済労働部産業支援局経営支援課勤務を命ずる 山 内 ひでみ | 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 今治地方局勤務を命ずる | 兵 頭 一 裕 |
| 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 農林水産部管理局農業経済課勤務を命ずる 高 橋 祐 二 | 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 今治地方局勤務を命ずる | 上 岡 雅 俊 |
| 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 土木部管理局土木管理課勤務を命ずる 井 関 龍 | 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 今治地方局勤務を命ずる | 木 戸 岡 武 |
| 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 土木部河川港湾局港湾海岸課勤務を命ずる 高 橋 淳 一 | 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる | 黒 河 東 奈 |
| 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 土木部道路都市局道路建設課勤務を命ずる 長 瀬 麻 美 | 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる | 佐 伯 敦 |
| 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 出納事務局会計課勤務を命ずる 松 浦 真 幸 | 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる | 大 塚 奈 美 |
| 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる 落 合 一 洋 | 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 社会福祉主事を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる | 武 田 紗 織 |
| 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる 長 野 光 佑 | 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる | |

| | | | |
|---------------------|---------|---------------------|-----------|
| 宇和島地方局勤務を命ずる | 大 澤 知 幸 | 行政職 2 級を命ずる | |
| 愛媛県事務吏員に任命する | | 技師を命ずる | |
| 行政職 2 級を命ずる | | 土木部河川港湾局砂防課勤務を命ずる | 青 野 祐 也 |
| 主事を命ずる | | | |
| 宇和島地方局勤務を命ずる | 岸 本 拓 哉 | 愛媛県技術吏員に任命する | |
| | | 行政職 2 級を命ずる | |
| 愛媛県事務吏員に任命する | | 技師を命ずる | |
| 行政職 2 級を命ずる | | 土木部道路都市局道路維持課勤務を命ずる | 亀 岡 崇 |
| 主事を命ずる | | | |
| 宇和島地方局勤務を命ずる | 矢 原 大 幹 | 愛媛県技術吏員に任命する | |
| | | 行政職 2 級を命ずる | |
| 愛媛県事務吏員に任命する | | 技師を命ずる | |
| 行政職 2 級を命ずる | | 土木部道路都市局都市計画課勤務を命ずる | 佐 川 和 昭 |
| 主事を命ずる | | | |
| 総務部管理局税務課勤務を命ずる | 山 田 茂 洋 | 愛媛県技術吏員に任命する | |
| | | 行政職 2 級を命ずる | |
| 愛媛県事務吏員に任命する | | 技師を命ずる | |
| 行政職 2 級を命ずる | | 西条地方局勤務を命ずる | 野 間 敬 |
| 主事を命ずる | | | |
| 企画情報部管理局統計課勤務を命ずる | 越 智 美 和 | 愛媛県技術吏員に任命する | |
| | | 行政職 2 級を命ずる | |
| 愛媛県事務吏員に任命する | | 技師を命ずる | |
| 行政職 2 級を命ずる | | 今治地方局勤務を命ずる | 守 谷 隆 志 |
| 主事を命ずる | | | |
| 企画情報部管理局情報政策課勤務を命ずる | 藤 田 真 也 | 愛媛県技術吏員に任命する | |
| | | 行政職 2 級を命ずる | |
| 愛媛県事務吏員に任命する | | 技師を命ずる | |
| 行政職 2 級を命ずる | | 松山地方局勤務を命ずる | 橋 本 敏 徳 |
| 主事を命ずる | | | |
| 企画情報部管理局情報政策課勤務を命ずる | 岡 繁 年 | 愛媛県技術吏員に任命する | |
| | | 行政職 2 級を命ずる | |
| 愛媛県事務吏員に任命する | | 技師を命ずる | |
| 行政職 2 級を命ずる | | 松山地方局勤務を命ずる | 秩 父 志 豪 |
| 主事を命ずる | | | |
| 土木部管理局土木管理課勤務を命ずる | 花 岡 副 武 | 愛媛県技術吏員に任命する | |
| | | 行政職 2 級を命ずる | |
| 愛媛県事務吏員に任命する | | 技師を命ずる | |
| 行政職 1 級を命ずる | | 八幡浜地方局勤務を命ずる | 酒 井 精 一 郎 |
| 主事を命ずる | | | |
| 松山地方局勤務を命ずる | 伊 藤 豊 | 愛媛県技術吏員に任命する | |
| | | 行政職 2 級を命ずる | |
| 愛媛県事務吏員に任命する | | 技師を命ずる | |
| 行政職 2 級を命ずる | | 八幡浜地方局勤務を命ずる | 長 岡 賢 治 |
| 主事を命ずる | | | |
| えひめ学園勤務を命ずる | 石 丸 友 洋 | 愛媛県技術吏員に任命する | |
| | | 行政職 2 級を命ずる | |
| 愛媛県技術吏員に任命する | | 技師を命ずる | |
| 行政職 2 級を命ずる | | 宇和島地方局勤務を命ずる | 日 下 知 哉 |
| 技師を命ずる | | | |
| 土木部河川港湾局港湾海岸課勤務を命ずる | 西 岡 博 之 | 愛媛県技術吏員に任命する | |
| | | 行政職 2 級を命ずる | |
| 愛媛県技術吏員に任命する | | 技師を命ずる | |
| | | 八幡浜地方局勤務を命ずる | |

| | | | |
|--------|--|--------|---|
| 伊藤 磨里 | 愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 農林水産部農業振興局農業経営課勤務を命ずる | 中島 兼太郎 | 技師を命ずる 今治地方局勤務を命ずる |
| 宮本 陽子 | 愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 西条地方局勤務を命ずる | 中岡 典義 | 愛媛県技術吏員に任命する 研究職1級を命ずる 研究員を命ずる 水産試験場勤務を命ずる |
| 渡邊 健太郎 | 愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 今治地方局勤務を命ずる | 大内 伸保 | 愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 魚病指導センター勤務を命ずる |
| 安部 千秋 | 愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 松山地方局勤務を命ずる | 横山 英明 | 愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 県民環境部環境局環境政策課勤務を命ずる |
| 井門 健太 | 愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる | 小平 琢磨 | 愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 県民環境部環境局廃棄物対策課勤務を命ずる |
| 平野 徳之 | 愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる | 金崎 祥 | 愛媛県技術吏員に任命する 研究職1級を命ずる 研究員を命ずる 紙産業研究センター勤務を命ずる |
| 齋藤 浩史 | 愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 西条地方局勤務を命ずる | 大和田 茂人 | 愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 松山地方局勤務を命ずる |
| 西田 剛士 | 愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる | 武田 伸也 | 愛媛県技術吏員に任命する 研究職1級を命ずる 研究員を命ずる 衛生環境研究所勤務を命ずる |
| 寺井 智子 | 愛媛県技術吏員に任命する 研究職1級を命ずる 研究員を命ずる 養鶏試験場勤務を命ずる | 福垣内 暁 | 愛媛県技術吏員に任命する 研究職1級を命ずる 研究員を命ずる 衛生環境研究所勤務を命ずる |
| 金藤 牧子 | 愛媛県技術吏員に任命する 研究職1級を命ずる 研究員を命ずる 畜産試験場勤務を命ずる | 十亀 宏明 | 愛媛県技術吏員に任命する 研究職1級を命ずる 研究員を命ずる 紙産業研究センター勤務を命ずる |
| 平井 真紀子 | 愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる | 井上 陽子 | 愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 新居浜高等技術専門校勤務を命ずる |

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(二)2級を命ずる
技師を命ずる
今治地方局勤務を命ずる

白 方 千香子

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(二)2級を命ずる
技師を命ずる
八幡浜地方局勤務を命ずる

中 村 美 輪

愛媛県技術吏員に任命する
行政職2級を命ずる
技師を命ずる
中央児童相談所勤務を命ずる

得 能 千 代

愛媛県技術吏員に任命する
行政職2級を命ずる
技師を命ずる
東予児童相談所勤務を命ずる

山 根 彩

愛媛県事務吏員に任命する
行政職2級を命ずる
主事を命ずる
えひめ学園勤務を命ずる

嶋 矢 佳奈江

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(二)1級を命ずる
技師を命ずる
歯科技術専門学校勤務を命ずる

大 本 敦 子

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(二)2級を命ずる
技師を命ずる
西条地方局勤務を命ずる

稲 谷 恵 一

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(二)2級を命ずる
技師を命ずる
今治地方局勤務を命ずる

山 本 佳 子

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(二)2級を命ずる
技師を命ずる
食肉衛生検査センター勤務を命ずる

河 瀬 曜

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(二)2級を命ずる
技師を命ずる
食肉衛生検査センター勤務を命ずる

迫 久美子

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(二)2級を命ずる

技師を命ずる
宇和島地方局勤務を命ずる

入 野 了 士

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(三)2級を命ずる
技師を命ずる
西条地方局勤務を命ずる

早 川 大 志

愛媛県技術吏員に任命する
行政職3級を命ずる
技師を命ずる
水産試験場勤務を命ずる

大 内 友 深

愛媛県技術吏員に任命する
行政職1級を命ずる
技師を命ずる
農林水産部水産局水産課勤務を命ずる

〇任免辞令

3月30日

愛媛県事務吏員 楠 本 カツ子

死亡